研究支援委員会規程

第 1 条（設置）
日本看護医療学会に、研究支援委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

第 2 条（目的および所掌事項）
本委員会は、会員の研究活動の推進および研究能力の向上を図ることを目的とし、次の事項を担当する。

⑴ 研究助成に関すること
① 研究助成の募集に関すること
② 研究助成の選考に関すること
③ 研究助成採択者の研究成果報告および発表に関すること
④ その他研究助成に関する事項

⑵ 研究能力向上のための研修等に関すること

⑶ その他研究支援に関する事項

第 3 条（組織）
本委員会の委員定数は若干名とし、査読委員に就任している理事・会員から（理事 1 名を含む）、理事会が選出し組織する。

第 4 条（委員長および副委員長）
委員長は理事会において選出する。
2　副委員長は委員の互選により選出する。

第 5 条（任期）
委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 条（会議）
本委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

第 7 条（利益相反）
委員は、自らが応募者または共同研究者となっている研究課題その他利益相反が生じるおそれのある案件については、その審査および議決に加わることができない。

第 8 条（改廃）
本規程の改廃は、理事会の議を経て決定する。

附則
1.　この規程は、2026年7月2日（第2回理事会開催日）から施行する。